

～災害時ペット対策の心得と準備について～

平成31年3月28日  
環境共生部 環境保全課

## 1.はじめに（災害発生時のペット救護について）

災害時には何より人命が優先され、ペットについては飼い主の「自助」が基本となります。

しかし、「ペットは家族の一員」という意識が一般的になりつつある中で、ペットがいることで避難が遅れたり、車中泊をしてエコノミー症候群等健康を害することがないように、また、ペットが飼い主と離れ離れになり、放浪、繁殖等で公衆衛生上の問題を発生させることがないようにしなければなりません。

それらの問題を防止し、ペットを飼育している被災者も、飼育していない被災者も、ともに災害を乗り越えられるように支援するという市の立場から、ペット同行避難の必要性と、飼い主の責任において避難をすることなど、その内容を適切に理解していただくために「災害時ペット対策の心得と準備について」を作成しました。

ぜひ、この「災害時ペット対策の心得と準備について」を参考に、お住まいの地域の状況に沿ったルール作りにお役立てください。

## 2.同行避難とは？

同行避難とは、災害時に飼い主が飼育しているペットを同行し、避難所等まで安全に避難することです。避難所において人とペットが同一の空間で居住できることを意味するものではありません。

また、災害時に必ずしも同行避難をしなければならないというものはありません。自宅が安全であり、定期的にペットの世話をするために戻れる状況にあるのであれば、動物避難場所（飼育場所）に連れて行かないという選択もあります。ただし、その場合も毎日の食事と健康状態の確認が大切です。

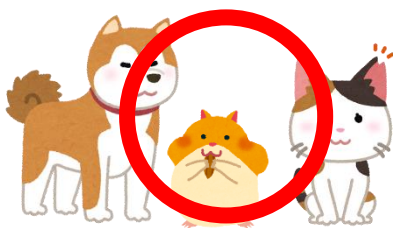


### 3.対象動物

同行避難の対象となる動物は、犬や猫などの愛玩動物です。また、動物避難場所（飼育場所）で飼育できる動物は原則として、犬や猫、げっ歯類などの比較的小型の哺乳類と鳥類等です。

ただし、特定動物（ニシキヘビ、ワニなど）や特定外来生物（カミツキガメ、アライグマなど）に指定された動物、これらに類する動物は含まないので、動物避難場所（飼育場所）での受け入れは困難です。このような動物については、災害発生直後は緊急避難措置として一時的に受け入れる場合もありますが、すみやかに移動させる必要があるため、飼い主が平常時から受け入れ先を決めておくことが重要です。

なお、身体障害補助犬法で定められた補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）については、公共施設等での同伴が認められています。



### 4.飼い主の「平常時からの備え」

◆災害時に、飼い主とペットが同行避難するために、平常時から備えるべき対策についての意識を持ち、ペットの安全と健康を守るとともに、他の避難者への迷惑にならないよう努めなければなりません。様々な人が共同生活を送る避難所では、動物が苦手な人、アレルギーをもっている人等への配慮が求められています。

通常環境と大きく異なる避難生活は、ペットにとっても大きなストレスとなる可能性があり、一緒に避難したペットが動物避難場所（飼育場所）での生活に困らないよう、普段からのしつけや健康管理、また、避難に必要な用具等の準備をしておくことが重要です。

## ①健康管理としつけ等

災害時はペットもストレスを感じ、体調をくずしたり、病気にかかりやすくなる可能性があることから、飼い主は普段よりも周りに配慮することが求められます。

※それには平常時からのしつけや病気予防の処置などが、いざという時の助けとなります。

### 【犬のしつけ】

- ケージやキャリーバックの中に嫌がらずに入る
- 「待て」「お座り」などの基本的なしつけ
- 人を怖がったり、攻撃的にならない
- 不必要に吠えない
- 狂犬病予防接種と各種ワクチンの接種
- マダニ、ノミの予防
- 犬フィラリア症など寄生虫の予防、駆除
- 決められた場所での排泄



### 【猫のしつけ】

- ケージやキャリーバックの中に入り、落ち着いていられる
- ハーネス（胴輪）に慣れている
- 首輪に慣れている
- 人や動物に対して攻撃的ではない、極端に怖がりでない
- 猫用トイレで排泄ができる



## ②備蓄品の用意

動物避難場所（飼育場所）では、飼育管理は飼い主の責任で行うこととなるので、避難が必要な場合は、備蓄品を一緒に持ち出せるよう準備が必要です。

- 5日以上の食料・水
- 食料・水を入れる容器
- 治療薬や予防薬
- 首輪・リード（ロングリード・伸びるものは不可）
- ケージ・キャリーバック等
- トイレ用品（ペットシート・トイレ砂・フン用袋等）
- タオル
- 飼い主の連絡先
- 愛犬、猫等の写真

※犬に関しては、日野市愛犬手帳（狂犬病・マダニ等の予防注射・各ワクチン注射・既往歴等についての記録を愛犬手帳に記入）

### ③ペットの所有者明示

ペットとはぐれてしまった時のために、首輪に鑑札や迷子札、マイクロチップなどを装着しておくこと、保護された時に飼い主のもとへ戻りやすくなります。

※犬の場合は、鑑札や狂犬病予防接種済票の装着が義務づけられています。(狂犬病予防法)きちんと装着されているか確認し、紛失している場合は、再交付を受けて下さい。

また、避難所によっては鑑札や狂犬病予防注射済票が装着されていない犬は、動物避難場所(飼育場所)へ入れない場合があります。



## 5.動物避難場所(飼育場所)におけるペットの飼育

### ◆飼育スペース

避難所(校舎・体育館)は、人の避難スペースの確保が第一優先となり、また、動物アレルギーや動物が苦手な避難者への配慮を踏まえ、ペットと一緒に生活できません。(盲導犬、聴導犬、介助犬は除く)そのため、避難場所のどこで飼育するのか予め考えておく必要があります。

### ◆飼育するための場所選び

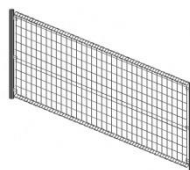
- ・暑さや寒さ、雨風の影響を受けにくい場所

ほとんどのペットは、室内で飼育されることが多く、そのため温度の変化に強くありません。夏の暑さや冬の寒さを避けられる場所として、テント等を利用するのが望ましいです。それが難しい場合は、鉄棒等の支柱のあるところや、フェンスにブルーシートを括り付けて屋根を作ります。

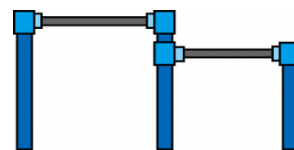
※水害時は、避難者と動線が交わらない場所で工夫する。



テントとブルーシート



フェンス



鉄棒

- ・ペットと人との動線が交わらない場所

飼い主以外の人（特に子供）が動物に触ろうとしての咬傷等の事故を防ぐ、また、鳴き声や臭いなどによるトラブルを避けるため、居住区画や炊事場や洗濯場所等、頻繁に利用する動線からは離れた場所を動物避難場所（飼育場所）とするよう検討して下さい。

- ・動物は種類ごとに分離した場所

犬や猫のように異種の動物の存在は、動物同士の間に関係からくるストレスが生じ、鳴き声の問題や、病気を発症したりします。可能な限り飼育スペース内でも動物の種類ごとに区画を分けます。

◆飼育の方法（飼い主の役割）

- ・動物避難場所（飼育場所）ではペットの世話やフードなどの管理は動物保護班（飼い主の会）の管理で行います。

- ・飼い主はケージや首輪、リード等を持参し、動物避難場所（飼育場所）で飼育を行います。

- ・飼い主は協力して飼育場所の衛生管理及び動物をめぐるトラブル防止に努めます。

- ・ペットの食料、水、ケージ、トイレ用品は飼い主が準備します。

- ・ペットに迷子札、鑑札、狂犬病予防注射票、マイクロチップ等を装着することにより飼い主を明確にしておきましょう。

※動物保護班とは、ペット同行避難をした飼い主全員で編成し、動物避難所の運営管理を行います。